

広島県告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市口和町湯木字矢之迫五〇〇六の一、五〇〇六の二、五〇四九の一、五〇四九の二、五〇五〇、五〇五一の一、五〇五一の二、五〇五二から五〇五四まで、五〇五六の一、五〇五七の一、五〇六〇の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）